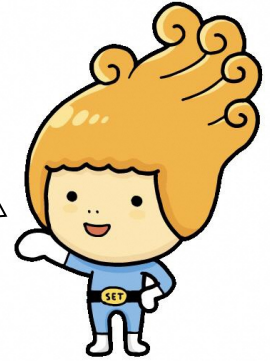


瀬戸内市産後ケア事業のご案内

瀬戸内市では、産後のお母さんと赤ちゃんのために、医療機関等に宿泊して、休養をとったり、育児の指導を受けることができる「産後ケア事業」を実施しています。
利用されたい方は、健康づくり推進課までご相談ください。



【産後ケア事業とは】

市が委託した医療機関等に宿泊して、お母さんが休養をとったり、育児や授乳の指導などを受けることができるサービスです。

【利用できる方】

瀬戸内市内に住民票があり、出産後2か月以内の母親と乳児で、次のような不安や悩みのある方（ただし、医療が必要な方は利用できません）

- (1) 出産後の体調不良等により休養が必要な方
- (2) 育児に不安があり、授乳や赤ちゃんの世話などの指導を必要とする方

【利用可能日数】

1泊2日を1単位とし、6単位を上限とします。

施設の利用状況により、利用できない日もありますのでご了承ください。

【内容】

お母さんとお子さんの体調に合わせて、サービスが受けられます。

- お母さんの健康状態のチェックや産後の生活アドバイス
- 乳房のケアや授乳方法の指導
- 沐浴等育児技術の指導
- 乳児の発育のチェックや子育てに関する相談

【市の助成額と自己負担額】

所得区分1または区分2に該当の方は、申請の時に市の担当者にお申し出ください。市の課税台帳等で確認できない場合、世帯所得証明書などの資料の提出が必要になります。

所得区分	市の助成額（1単位あたり）	自己負担額（1単位あたり）
区分1：生活保護受給世帯	20,000円	0円
区分2：市民税非課税世帯	17,500円	2,500円
上記区分に属さない世帯	15,000円	5,000円

- 上記自己負担額（基本料）の他、衛生材料費、消耗品費、個室料などは実費負担となります。詳しくは利用を希望する施設におたずねください。

【委託施設一覧】

施設名	所在地	電 話	対 象	備考
産科婦人科 浮田病院	岡山市東区西大寺 南2丁目5-18	086-942-5850	※ 産後2か月 以内	
医療法人国泰会 丹羽病院	岡山市東区東平島 1036-3	086-297-5511	※ 産後1か月 以内	
医療法人 サン・クリニック	岡山市中区中井 2-15-13	086-275-3366	産後1か月 以内	
医療法人井上医院	岡山市中区関22	086-201-1515	産後1か月 以内	個室料 別途必要
医療法人 岡南産婦人科医院	岡山市南区平福 2-6-43	086-264-3366	産後1か月 以内	個室料 別途必要
三宅医院	岡山市南区大福 369-8	086-282-5100 (代表)	※ 産後1か月 以内	個室料 別途必要

この委託施設一覧は令和2年4月1日時点のものです。変更・追加されることがあります。

●対象欄※印の施設は、部屋の空き状況等により、施設以外の医療機関で出産された方も利用できます。

【利用申し込みについて】

- (1) 健康づくり推進課に電話等で相談してください。
- (2) 「瀬戸内市産後ケア事業利用申請書」に記入し、健康づくり推進課まで提出してください。
- (3) 担当者と委託施設で利用調整をしたのち、利用を決定します。瀬戸内市産後ケア事業利用決定通知書兼利用券を送りますので、利用時に委託施設の窓口にご提示ください。

【準備するもの】

健康保険証、母子健康手帳、
自己負担金（直接利用施設にお支払いください）

お母さん用（部屋着、母乳パッド、タオル、ナプキン、洗面用具等）

お子さん用（着替え、オムツ、おしりふき、ミルク、哺乳瓶等）

詳細は委託施設にお問い合わせください。

《問い合わせ》

瀬戸内市 健康づくり推進課

電話 0869-26-5962

瀬戸内市長船町土師277番地4